

平成 22 年 第 2 回定例会 （第 3 日 6 月 11 日）

〔質問〕 沖本

市政クラブの沖本浩二です。議長からのお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず、郷土教育と教育振興基本計画について伺ってまいります。郷土教育に関しましては、これまでも 2 回ほど一般質問で取り上げさせていただきました。また、さきに行われた第 4 次総合計画特別委員会教育市民分科会の中でも取り上げさせていただきました。今回の質問では、これまでの質問、質疑から得られた答弁を踏まえ、さらに本市におけるこれからの郷土教育のありようについて議論を交わしてまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。

平成 18 年 12 月 22 日に新しい教育基本法が公布、施行されました。第 1 章、教育基本法の目的及び理念、第 2 条、教育の目標の 5 として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が記されました。これは、平成 14 年 11 月 14 日に出された中央教育審議会の中間報告の文中にある「自らのアイデンティティの基礎となる伝統、文化を尊重し、郷土や国を愛する心を持つことが重要である。しかしながら、教育基本法には、このような視点が明示されていない。また、公共に主体的に参画する意識や態度の涵養を図るためにも、国や社会、その伝統や文化について正しく理解し、愛着を持つことが重要である」と示されたことが生かされたものであります。

もっともこうしたことがこれまでに学校教育で教えられていないわけではありません。昭和 40 年代の学習指導要領の改訂から、伝統・文化の尊重、国を愛する心、日本人の育成などが国語や社会や道徳の目標や内容に盛り込まれております。しかし、学習指導要領に盛り込むのと教育基本法に定めるのでは社会的なインパクトが違い、教育基本法の中に明確に定められたことは大きな躍進と言えるでしょう。

座間市教育委員会が発行した平成 21 年度教育要覧には、座間市の学校教育の目標として、「5. わが国の文化や伝統を尊重するとともに世界の人々と共生できる児童生徒の育成」が上げられ、(1) 座間市の文化や風土を愛し、よりよい郷土づくりに努力する態度を養う、(2) 我が国の文化や伝統を愛し、世界の平和と人類の幸福の実現に役立つ人を育てると明記され、改正教育基本法に則した内容が網羅されており、郷土教育の重要性や必要性を位置づけたものとなっております。

また、学校教育の方針には「家庭・地域と連携し豊かな人間性をはぐくむふれあい教育の日常化の一層の深化・浸透に努めることが肝要である。豊かな心の育成については、道徳教育をはじめ、あらゆる機会をとらえて指導するとともに、家庭・地域との密接のつながりの中で一層の充実を図る必要がある」と示され、平成 21 年度重点目標として「社会の変化に対応し、地域に根ざした特色のある学校づくりと児童生徒の豊かな心の育成」や、「地域の特性を生かしたふれあい教育活動の充実と日常化」などが上げられ、随所に地域との

かかわりを強調されています。

座間市における郷土教育は、先般の教育長の答弁からおさらいしますと、郷土学習の資料である副読本を用いて小学3年から6年生の間で社会科、総合的な学習の授業で行われ、中学校では全学年とも社会科の授業で行われています。特に小学校では、副読本「わたしたちの座間」に記載されている場所に児童・生徒が直接行き見学したり、また体験したり、身近な存在として高い興味、関心を持って授業に取り組んでいます。中学校では、副読本「郷土読本座間」を使い、歴史の授業で郷土座間市の歴史を学び、座間市の地方自治の仕組みや財政については公民の授業の中で、交通や産業については地理の資料として活用し、学んでいるとのことでした。

また、平成16年度より児童・生徒一人一人の個性を生かす教育がより活発、効果的に展開されるよう、地域に在住、在勤する知識、経験豊富な人たちに各教科、領域及び総合的な学習において指導、協力をいただき、特色ある教育、特色ある学校づくりを進める目的でころ・ときめきスクール推進事業をスタートさせています。

こうした座間市の学校教育の目標、座間市の郷土教育を含めた総括的な状況を踏まえ、(仮称)第四次座間市総合計画基本構想(素案)の各論の中で、施策27、教育活動として示されているものだと考えられます。施策27、教育活動の内容は、さきに紹介した座間市の学校教育の目標、学校教育の方針に則されたものとなっており、また、ころ・ときめきスクール推進事業の充実を図るものとしてあらわされていることがわかります。

以上、郷土教育の観点から教育基本法の目標、座間市の教育目標、方針、現状について述べさせていただきました。

これらのことを再認識した上で、私としては座間市としての学校教育の理念と指標を明確にし、学校教育にかかわるさまざまな施策項目の中・長期的な計画を立案する。そして、その中においては、郷土教育を通じて座間市の子供たちのアイデンティティーの確立、郷土を愛する気持ちをはぐくんでいただきたいと望んでいることを明らかにしておきます。

次に、他市の郷土教育にかかわる事例を紹介しながら私の考えや提案を述べさせていただきます、質問を行います。

鹿児島県鹿屋市では、教育基本法に基づき、中・長期的な教育振興のための鹿屋市教育振興基本計画を策定されています。教育振興基本計画は、教育基本法第17条において、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定したもので、国としては平成20年7月1日に閣議決定し、教育振興基本計画を策定しています。

鹿屋市では、それと同時に同年同月、鹿屋市教育振興基本計画を策定されています。当局へは事前に鹿屋市教育振興基本計画の資料をお渡ししておきましたので、その中身につ

いては既にご確認をされていると思います。

この鹿屋市教育振興基本計画では、今後 10 年間を見据えた教育の姿、基本構想を示すとともに、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に取り組む施策を体系化されたものになっています。全 70 ページ、4 章構成でまとめられており、例えば第 4 章、今後 5 年間に取り組むべき施策、基本計画の中では、道徳教育の充実、生徒指導の充実、環境教育の推進、読書活動の推進など計 36 の施策項目を上げ、項目それぞれについて現状と課題、施策の方向性、主な取り組みを示されたものになっています。つまり学校教育に特化した、言うならば独立機関である教育行政としての総合計画を策定されているということです。さらにこの 36 項目の中には郷土教育の推進を一つの施策項目と上げられ、あるべき姿と取り組みが明文化されています。

私は、座間市でも鹿屋市のように教育振興基本計画を策定され、その中に郷土教育の重要性、必要性を明文化し、施策を明確に表すべきだと考えます。

(仮称)第四次座間市総合計画基本構想(素案)から見る教育行政の教育活動施策には、郷土教育といった文言は一言も出ていませんし、郷土教育を感じさせる表現も出てきません。生きる力をはぐくむ、豊かな心をはぐくむという言葉からは郷土教育を感ずることはできません。確かに副読本による授業やころ・ときめきスクール推進事業による地域の方々との実体験教育は地域の特色を学べるものであり、郷土教育につながっているのかもしれない。しかし、それは何を目的としたものなのかを明確にしなければ、単なる特色を学ぶだけのものとなるのではないのでしょうか。教える側の教職員や地域の方々も教わる側である児童・生徒も、それが郷土教育だという明確な認識の上で教え、学んでいるかということに私は懸念を抱いております。教育振興基本計画の策定と郷土教育の明文化による意識づけについて、教育長の所見をお伺いいたします。

次に、長野県飯田市の地育力と名づけた、地域教育の考え方に立ち策定された地育力向上連携システム推進計画についてご紹介します。

飯田市の事例は前回の質問でも触れさせていただきました。地域力とは、飯田の資源を生かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人をはぐくむ力のことで、将来飯田に住みたい、あるいは飯田に帰ってきたいと考える人をはぐくむ、人づくりの力のことであります。

飯田市の方針や取り組みをいま一度着目したいのは、アンケート調査の結果による居住願望やふるさとへの愛着、帰郷希望を飯田市の一つの課題としてとらえた上で、地域力と名づけた地域教育の考え方に立っていることです。

座間市では、昨年 3 月に市民意識調査の結果を公表されています。その中の定住意識という調査結果をここで紹介します。

これからも今の場所に住み続けたいかとの設問に対する回答として最も多かったのは住み続けたいが 53.7%、次いでわからないが 23%、市外へ移りたいが 18.1%、市内で移りたいが 4%となっています。また、定住意識を性別、年齢別に見ると、男女とも加齢とともに

に定住意向が高くなる傾向が見られ、18歳から29歳では住みたいが男性で15%、女性で31.5%となっており、18歳から29歳代の男性の定住意向が極めて低い傾向が見られません。

定住意向の低さイコール郷土に愛着がないとはもちろん言いません。私は、この結果を一つの課題としてとらえ、それを郷土教育という枠組みの中で対応するなど唱える必要があるのではないかと考えます。さらには飯田市のようにアンケート調査の結果による居住願望やふるさとへの愛着、帰郷希望のデータ推移を郷土教育の充実を図るための指標としてとらえるべきだと私は考えます。教育長としては、どのようにお考えでしょうか。所見をお伺いします。

郷土教育に関する最後の質問として、地域活動を積極的に取り組まれているある方のお話を紹介し、お伺いします。郷土教育についての考えをその方にお聞きした際の話です。「家内と市内を歩いていたときに、道沿いに咲いていた花を家内が見てきれいねって言います。私は、このことは普通の感覚だと思うわけで、でもそれでは足りない。そのきれいな花を守りたいという気持ちが必要だと思います。郷土教育とはそういったことではないでしょうか。郷土の人や自然やいろいろなものをただすばらしいと思うだけじゃなく、それを守りたいと思う気持ちをはぐくむのが郷土教育だと私は思いますよ」とにこやかに語られました。

郷土の人や自然やいろいろなものをすばらしいと思える教育は、これまでも行っているよう、聞く、見せる、触れることを継続することではぐくまれるでしょう。しかし、守りたいという気持ちをはぐくむためにはどうすればいいのか。残念ながら私自身はその答えが見つかりませんでした。守りたいという気持ちをはぐくむためには何をどうすべきなのか、ぜひ教育長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

次に、二つ目の質問として、スポーツ振興における環境整備について、端的に伺ってまいります。

スポーツ振興、そしてそれに不可欠な環境整備、その関係につきましては、平成20年第4回定例会の一般質問でも池田議員や伊田議員からも取り上げられておりますが、私の方からもいま一度環境整備についての重要性や必要性を述べるとともに当局におけるその後の取り組みや経緯、さらには今後の計画や考え方についてお伺いします。

まず、相模川グラウンドの整備についてであります。これまでに示された問題、課題、例えば用具を保管する倉庫の設置、水洗トイレや手洗い場の設置など、相模川グラウンドを利用される方々からの要望に対して、担当課であるスポーツ課職員の皆さんが知恵を出し誠意を持って取り組まれていることには敬意をあらわすものであります。しかしながら、利用されている市民からの要望というものは尽きることがありません。

河川敷ということもあり、県の許可、認可というものがある意味足かせとなり、思うように進められないというジレンマを当局としてもお持ちであることは察するものですが、平成20年以降、用具を保管する倉庫の設置、水洗トイレや手洗い場の整備についての取り

組みや経過、今後の計画についてお示しいただきたいと存じます。

また、相模川グラウンドに設置されているサッカーゴールについて伺います。私のところへ、現在設置されているサッカーゴールは重過ぎるため、移動する際は大人の手が10人以上必要となる。サッカーゴールを更新し、大小各1台ずつ設置してもらいたいという要望のご連絡がありました。サッカーゴールの軽量化を念頭にした更新を求められたものですが、その前に私としては、現在のサッカーゴールの安全性について伺っておきます。

サッカーゴールの安全性を考えると、2004年1月に静岡市で起きた中学生の死亡事故が思い出されます。市内のある中学校の校庭で遊んでいた同校3年の男子生徒が、突風で倒れてきたサッカーゴールの下敷きとなり亡くなったというものです。さらにこの事故から5日後、同校の校長先生が自己の責任を感じてみずから命を絶たれるといった痛ましい事件にもつながりました。

相模川グラウンドに設置されているサッカーゴールそのものと、維持管理をする本市の危機管理体制について伺います。今現在のサッカーゴールの材質や規格など、どのようなものが設置されているのでしょうか。また、安全点検、転倒防止の対策、利用者への指導などの管理体制はどのようにされているのかお伺いします。その上で、今回の市民要望であるサッカーゴールの軽量化、更新について、当局はどのように考えておられるのか伺います。

次に、フットサル場の整備についてお伺いします。フットサルは近年、年齢、性別、経験を気にすることなくだれでも手軽にできるスポーツとして、ここ数年で急激に競技人口もふえております。数年前には日本全国で10万人ほどと言われていたプレー人口が、既に200万人を超えていると言われております。座間市においてもフットサル愛好家がふえ、市内にナイター設備を完備した公共の屋外フットサル場の整備を望む声が上がっております。現在、座間市としては、屋内でプレーする場として市民体育館スカイアリーナ座間、屋外では昨年度整備された相模川の多目的広場でプレーすることができますが、先ほど述べたようなナイター設備を完備した屋外フットサル場の整備については、当局としてはどのような見解をお持ちになっているのでしょうか。今現在における市民体育館、相模川多目的広場でのフットサルの利用状況を明らかにしていただき、その上で屋外フットサル場の整備について当局の所見をお伺いします。

次に、ナイター設備を完備した学校施設について伺います。座間市では現在、栗原中、東中、相模中の3校にナイター設備が設置され、夜間の校庭を開放し、野球やソフトボール、サッカーなどを楽しむ市民へ提供されています。

まず、ここで伺っておきたいのは、この3校での利用率であるとか利用応募の状況であります。その状況は市民ニーズにかなっているのか、ナイター設備を他の学校にも設置するなどの対応を検討しなければならない時期になっているのではないのでしょうか。利用状況と、それに対する当局の所見をお伺いいたします。

次に、学校の校庭や公共施設の芝生化について伺います。この件に関してはこれまでも

多くの前任者の皆さんが質問されていますが、いま一度お伺いします。

芝生化の目的としては、生きた教材として環境教育に活用、地球温暖化対策、心豊かな場所づくりなど前任者から上げられております。また、芝生化の手法も長野方式、鳥取方式を取り上げられ、当該委員会としても実際に現地へ視察に行かれるなど、まさに議会を挙げて芝生化導入を考え、訴えているところであります。

直近の議会での議論では、私ども市政クラブの飛田議員が今年度第1回の定例会総括質疑の中で、小・中学校のグラウンド内の一部を利用し、心豊かな場所として芝生化の取り組む姿勢について問い、その際、当時の教育部長からは、「学校グラウンドの芝生化の件は以前にも議会でご質問をいただき、学校からの意見などを聞いたところです。しかしながら、学校のグラウンドは土日の利用が大変多いということ、野球やソフトボール、またサッカーなど多目的に利用している状況であること、さらに維持管理体制の課題もあり、すぐに実施することは難しい状況です。今後、グラウンド以外の中庭など、可能な場所を学校と十分協議したいと思っています」との答弁がありました。

芝生化の研究は、青少年会館の中庭で試験的に行っておられます。私も4月の下旬に訪ね、現場を見せていただきました。また、経過や状況についてもお聞かせいただきました。その際、土壌環境など難しさというものも実感しました。まず、この青少年会館の中庭芝生化の現在の状況と当局の考察をお伺いし、改めて校庭グラウンドの芝生化の可能性についてもお伺いいたします。

また、芝生化する場所を相模川グラウンドにした場合、どのような考えをお持ちでしょうか。河川敷という、さきに述べたハンディキャップはあるにせよ、芝生化されたグラウンドを望む市民の声が多いことは言うまでもありません。当局の所見をお伺いして、1回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕金子教育長

沖本議員さんから教育委員会に、大きく2点ほどご質問をいただきました。私の方からは郷土教育についてご答弁を申し上げます。

郷土教育の重要性、必要性につきましてはご指摘のとおり、明確な認識のもと指導に当たることは大変大切なものだというふうに承知をしております。座間市では、市の学校教育目標の重点次第を豊かな心の育成というふうにとらえております。また、その目標の5に、郷土教育について次のように明文化をしております。「わが国の文化や伝統を尊重するとともに世界の人々と共生できる児童生徒の育成」とし、2点を掲げております。一つが、座間市の文化や風土を愛し、よりよい郷土づくりに努力する態度を養う、二つ目として、我が国の文化や伝統を愛し、世界の平和と人類の幸福の実現に役立つ人を育てるということでございます。教育委員会といたしましては、学校教育の目標の達成に向けて現在、豊かな心をはぐくむ教育指導計画の作成を進めております。また、生涯学習プランも今年中に策定の予定でございます。それらの状況を十分に踏まえて、段階的に教育振興基本計画

のありようについて検討をしてみたいと、このように考えております。

2点目として、飯田市のアンケートのことが出ておりました。飯田市のアンケートの結果は確かに私も読ませていただきましたけれども、興味深いものであるというふうに思っております。しかし、座間市は東京、横浜の通勤圏内に位置していくという特色があり、地理的、環境的条件も異なっております。また、教育活動でございますので、居住願望、あるいはふるさとへの愛着、帰郷希望というデータをそのまま指標としてとらえることは難しいものと考えております。ただ、どの程度教育効果があったのか判断する基準は必要だというふうに思っておりますので、今後の課題とさせていただきますと思っております。

3点目に、郷土を守りたいという気持ちをはぐくむためには何をどうすべきなのかと、教育長の考えを示してほしいということでございますが、郷土を守りたいという気持ちがまさに郷土愛を抱いていることだというふうに思います。そういう感情は地域の風土から生まれてくるものではないでしょうか。豊かな自然を守り、伝統や文化をはぐくみ、それらを大切にすると同時に醸成していくのは地域の住民であります。そして、子供たちにその価値を教え、また橋渡しをし、まとめ、次のステップへ伸ばし広げていくのが学校教育ではないかと考えております。

昨年、青少年健全育成大会において、市内いっぺい窪湧水付近及び通学路の清掃活動で全校表彰を受賞された姉と弟がおりました。座間の宝物の一つである湧水を大切に守っている地域人たちに心を動かされ、それが清掃活動へとつながったということを知っております。まさに地域の自然を大切にすることの思いが子供たちに影響を及ぼしたのだと思います。

心が動かされると、行動するということにつながります。決して広くはない座間でございますけれども、住む地域によってその様相はさまざまでございます。市内の児童・生徒がまずは自分たちの住んでいる地域を知り、そこに住む住民の思いを知る、そしてそれを広げながらさまざまな出会いを通じて郷土座間を知る、それが郷土愛につながるものと思っております。そのためにも学校の教職員を始め私たち大人が座間のことをよりよく知り、豊かな感性と人間性を養っていく必要もあるものというふうに思っております。

残りにつきましては、部長の方から答弁を申し上げます。

〔答弁〕 八木教育部長

それでは、私の方から残されたご質問に答弁させていただきます。

スポーツ関連施設整備等の関係で何点かお尋ねをいただきました。

まず、当該相模川グラウンドの倉庫等施設の設置につきましては、河川管理者であります神奈川県厚木土木事務所の許可を受けることとなります。このような中で、平成8年度に、いきいき未来相模川プラン拠点事業、これによりまして手洗い場2カ所を設置させていただいております。河川法の関係から、倉庫、水洗トイレにつきましてはかなり厳しい状況がございます。

次に、サッカーゴールの材質、規格でございますが、スチール製で、サッカー協会の規格基準品となっております。安全点検につきましては、年1回、ボルトの緩みや腐食点検をしており、不良箇所につきましては修繕をいたしております。また、転倒防止管理体制につきましては、アンカーで固定するとともに強風時の利用につきましては各利用団体に注意を促しております。さらに更新につきましては、既存ゴールの更新時に関係団体と協議をさせていただく中で対応してまいりたいと存じます。

次に、フットサル場の関係でございますが、利用状況は市民体育館では188件、2,971人、平成22年4月より利用していただいております相模川多目的広場につきましては4月と5月の2カ月で108件、2,966人の利用がございました。なお、ナイター設備につきましては、河川法の関係で設置することが困難な状況でございます。

次に、ナイター設備を備えた中学校の利用率の関係でございますが、平成21年度で見ますと相模中では71.8%、東中では79.6%、栗原中では79.5%となっております。このような状況から、週末に利用が重複するところがありますが、現有施設で対応させていただくことができるものと、現時点において判断をさせていただいております。

相模川のグラウンドの芝生化につきましては、サッカー以外の利用がある中で全面芝生化につきましては難しい状況がございますが、今後研究してまいりたいと存じます。

また、ご質問いただきました青少年センターの中庭の植栽の部分でございますが、センターの中庭へ昨年5月にテフトン芝の植栽を、一部ですが職員にて行ったところですが、植栽後2カ月程度、水やりを朝晩2回行うとともに、雑草の除去についても雑草の茂るたびにその除去作業を行っておりますが、作業の頻度は多く要したところですが、今回の植栽に際しましては、現状から見ますと、土壌改良から行わなければ芝生の育成も十分とは言えず、さらに今後、管理につきましても課題は多いものと思っております。

最後に、改めて学校のグラウンドの芝生化についてのご質問をいただきましたが、議員さんもおっしゃいましたように、以前質問でもお答えいたしており、学校のグラウンドはスポーツ施設としての利用が多く、したがってグラウンドを芝生化することは現状では難しい点が多いわけですが、他市でも多く見られるようになりましたので、よく参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「頭からだめだということじゃないんだよ。みんなやっているんだ。研究してやるんだ。できなかつたら人工芝でもいいんだ」と呼ぶ者あり）

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。

教育長の方からは郷土教育ということで、特に守りたいという気持ちのところのゾーンでは非常に奥深いご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

教育振興基本計画に関してなのですが、今のところ指導計画等々を経た後にこれから検討されるということでよろしいかと思うのですけれども、一応神奈川県下でいうと平塚市



が平成 20 年 7 月、開成町が平成 21 年 3 月、横須賀市がことしに入り教育振興基本計画策定検討委員会というのを立ち上げられる予定となっているようです。日本国内見たときに、まだまだ策定されている自治体というのが少ないようではありますけれども、ぜひ検討していただいて、ぜひ策定の方に結びつけていただければと思います。

というのはやっぱり、きのうも山本議員の方からも読書の関係もありましたし、長谷川議員の方からよく言われる道徳関係、こちらも非常に現状と課題、それらを踏まえた上で5年間、あるいは10年間の計画ということで、5年後、10年後の要は座間市の子供たちをどういった形で指導するか、どういう姿にするか、そういったをぜひ、今後検討されるということなので、期待をしておきたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

それから、環境整備の方ですけれども、いろいろとやはり難しい面があるのは承知の上である意味、聞かせていただきましたけれども、そこでちょっと質問なのですけれども、フットサルについては、申しわけないのですが、僕は相模川に限定したわけではないので、照明設備のついたものというのは。それは今聞いてもどうだというのは、もちろん回答は得られないと思うのですけれども、そういった今後の考えをお聞きしたい。相模川に僕は別に限定しているわけではないです。

それと、あと芝生化の方もそうなのですけれども、確かに先ほど答弁の中にありましたように、他市の学校ではもう既に芝生化が進んでいるようです。先ほども研究されるというふうにおっしゃっていたのですけれども、今までそういった研究はされていないのか。それで、あと他市の学校で成功している事例は、品種的には何なのか。先ほども青少年会館の話したのですが、この品種は、では何だったのか、そこだけ再質問をさせていただきますので、知り得る範囲で結構ですので、今後の可能性を含めて。他市できているということは、本市でできないというわけではないでしょうし、考え方も、先ほどいろんなスポーツをやるからなかなか難しいというふうにおっしゃっていますけれども、では逆に他市の学校では何できているのというところもありますので、知り得る限りのことで結構ですので、可能性を含めてご答弁いただければ幸いと存じますので、よろしくお願いいたします。

〔答弁〕 八木教育部長

再質問をいただきました。

1点は、フットサル場は河川のところではなくてほかでもというようなお話でございます。今後ともどういふものができるか、よく研究していきたいと思っております。

それから、芝生化の関係で、センターの方の品種でございますが、テフトンだそうでございます。

それから、学校の芝生化の関係ですが、地域の協力ですとか学校全体のこともございますので、今後もよく研究してまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。